

84 実業学校修了者の上級学校進学に関する件に付各地方長

官へ通牒 [昭和十九年二月]

発国七八号	裁決	二月五日	文書課長
送	発	月 日	起案者
			(中村)

昭和十九年二月一日起案

(注記2)

国民教育局長 (阿原) 中等教育課長 (印) 事務官 (印)

大学課長 (西崎) 自署 (印) 写十部 (香山)

専門教育局長 (永井) 専門課長 (辻田) 監理課長 (殿木) 自署 (印)

(山本) (中村) (印)

(下) (礼)

(注記3)

(注記1)

年月日

局長

各地方長官宛

案

(注記4)

実業学校修了者ノ上級学校進学ニ関スル件

今般修業年限五年ノ中学校又ハ高等女学校ノ第四学年修了程度

以上ト認メラレタル実業学校修了者ニ対シ上級学校ノ入学資格

ヲ附与スル見込ナル旨通牒有之タル処右ニ関シテハ昭和十六年

十月十六日發実七三号通牒ト同一ノ趣旨ニ依リ(抹消)当該学校ヲ卒

業ノ上)可及的多数緊急産業部門ニ就職シ国民動員計画完遂ニ

積極的協力ヲ期セシムル様適正ナル指導ニ努ムルコト、致度ニ

付貴管下実業学校ニ対シ特ニ左記事項ヲ周知セシメ(抹消)

ル(中村)(加筆)(其ノ)趣旨達成方御配意相成度

記

一、実業学校修了者ニシテ専門学校(大学附属専門部ヲ含ム)、

高等学校高等科、大学予科等(陸海軍学校及教員養成ノ学校

ヲ除ク)へ進学スル場合ハ総ベテ手續上出身又ハ在学学校長

ノ推薦書(加筆)ヲ添附セシムルコト

二、前項ノ推薦ニ付テハ概ネ左ニ依ルコト

1、実業(加筆)教育ヲ施ス)専門学校ヘノ進学者ニ対シテハ其ノ数

ヲ本年(加筆)度)修了者ノ概ネ一割(以内)(中村)ニ止ムルコト

2、実業(加筆)教育ヲ施ス)専門学校以外ノ(上級)学校ヘノ進学者

ニ対シテハ特殊ノ事情アル者ニ限り推薦スルコトトシ之ヲ

最少限度ニ止ムルコト

3、前年度以前ノ修了者ノ推薦ニ関シテハ本項ノ制限ニ依ラ

ザルヲ得ルコト

案ノ二

年月日

局長

宮内大臣

外務次官 宛

大東亜次官

実業学校修了者ノ上級学校進学ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通地方長官ニ通牒致シ国民動員計画完遂

上遺憾ナキヲ期シ度ニ付〔^{加筆}右御了知ノ上〕貴管下該当学校ニ〔^{抹消}於〕
〔^{加筆}対シ〕テモ可然御取計相煩度

〔注記1〕

〔主務發送〕

〔注記2〕

〔急〕

〔注記3〕

〔記録掛〕 □・□・□ 受領

〔注記4〕

〔八〕〔簿冊内件名番号〕

〔下札〕

〔^{曾我}種別〕 よ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方長官へ通牒

実業学校修了者ノ上級学校進学ニ関スル件 / 番号 / 結了年月日

昭一九 二、五 / 保存年限 / 枚数

〔自昭18年至昭20年 学生生徒総規〕
〔第7冊〕 文部省 3A.32—6.2456